

○津山市建築物エネルギー消費性能適合判定等実施要綱

平成29年4月1日

津山市告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により、市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び届出等の審査等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、法、省令及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号）において使用する用語の例による。

(軽微な変更の証明に関する事項)

第3条 省令第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に添付する図書については、省令第2条第1項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し軽微な変更該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて、これを当該申請者に交付するものとする。

4 前項の軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(届出等に関する事項)

第4条 法第19条第1項及び法附則第3条第2項の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第7項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 省令第1条第1項に規定する図書（変更の場合は、変更に係る部分に限る。）

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合にあつては、同項に規定する住宅性能評価書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであって、日

本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し

(4) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物エネルギー性能表示制度（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示の制度をいう。）に基づく評価を受けた場合にあつては、当該評価書（建築物全体を評価しているものであつて、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。ただし、住宅にあつては、これに加え、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し

(5) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号に掲げる図書に明示すべき事項については、省令第1条第1項及び第2項の規定を準用する。（当該図書の設計者の記名及び押印に係る規定を除く。）

3 届出等に関し、省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 第1項第2号又は第3号に掲げる図書の提出がある場合は、各種計算書

(2) その他市長が不要と認める図書

(取下届出書の提出)

第5条 適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第6条 法第14条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。

(指示、命令等)

第7条 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令は、改善命令書により行うものとする。

3 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議は、協議書により行うものとする。

(報告の徴収)

第8条 特定建築行為をしようとする建築主等は、法第17条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、特定建築物の省エネ基準適合状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 届出等をした建築主等は、法第21条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、建築物の省エネ基準適合状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(適合性判定手数料の免除)

第9条 市長が法第13条第2項及び第3項の規定による適合性判定を市長に求める場合は、津山市建築関係手数料条例(平成12年津山市条例第28号。以下「条例」という。)第9条の規定により、条例第6条第1号及び第2号に規定する手数料を徴収しない。

2 市長が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を市長に求める場合は、条例第9条の規定により、条例第6条第8号に規定する手数料を徴収しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、適合性判定及び届出等の審査等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称 ㊟  
代表者の氏名  
設計者の氏名 ㊟

（第 1 面）

軽微変更該当証明申請書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により，建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は，事実と相違ありません。

計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定  
適合判定通知書番号 第 号  
適合判定通知書交付年月日 年 月 日  
適合判定通知書交付者氏名  
軽微な変更の概要

（本欄には，記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
	年 月 日	
	第 号	
	手数料欄	

注意

- 1 第 2 面から第 5 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。
- 2 申請者が法人である場合には，代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 申請者の氏名（法人にあつては，その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には，押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

津山市長 殿

届出者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

軽微変更該当証明申請取下届出書

次の証明の申請を取り下げたいので、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第3条第4項の規定により届け出ます。

- 1 軽微変更該当証明申請の申請年月日  
年 月 日
- 2 建築場所

（本欄には、記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考欄

注意

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

津山市長 殿

届出者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

建築物エネルギー消費性能確保計画取下届出書

次の計画書を取り下げたいので、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第5条の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書提出年月日  
年 月 日
- 2 建築場所

（本欄には、記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考欄

注意

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

津山市長 殿

報告者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

特定建築物の省エネ基準適合状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により報告の求めのあった、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 適合判定通知書番号  
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日  
年 月 日
- 3 建築場所
- 4 建築主の氏名
- 5 特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する内容

注意

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

津山市長 殿

報告者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

建築物の省エネ基準適合状況報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により報告の求めのあった、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、津山市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 届出書の受付番号  
第 号
- 2 届出書の受付年月日  
年 月 日
- 3 建築場所
- 4 建築主の氏名
- 5 建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する内容

注意

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。



様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)